

適時開示に係る基準等の見直しについて

当取引所では、今般の規則改正に伴い、下記のとおり、上場会社の実務上の留意事項を取りまとめました。これらは、上場会社が行う開示全般にかかわるものとなりますので、上場会社各位におかれましては本留意事項を踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 開示基準の特例に係る規則改正について

名証では、従前、開示義務の対象から、「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」として取扱いで定める基準に該当するものを除くこととしておりましたが、今般、「取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」を除くこととする規則改正を行うことといたしました。

【適時開示等規則第2条、同第3条、同第6条関係】

これは、適時開示等規則の取扱いで定める基準以外にも、基本的には、名証が会社情報適時開示ガイドブック又は上場会社通知において、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして明示したものに限り原則開示不要とすることにより、上場会社の実務を踏まえた柔軟な対応を可能とするために改正することとしたものです。

さらに、これを受けて、2.に掲げるとおり、利益が少額の場合の開示基準の特例について見直しを行うことといたします。

「その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」の範囲については、上場会社の一方的な判断で開示義務の対象外になると誤認しないよう、十分に留意してください。

2. 利益が少額の場合の開示基準の特例の見直しについて（改正規則の施行日より適用します。）

適時開示に関しては、適時開示等規則において、投資判断に与える影響が軽微なものは開示義務の対象外とする軽微基準を設けており、これに満たないものは、開示義務の対象外としています。

このうち利益に関する基準については、利益が少額の場合の特例として、これまで、適時開示等規則の取扱いにおいて、経常利益基準及び当期純利益基準について、直前事業年度の利益の額が10億円未満の場合には、直近5年間の利益の額の平均（赤字の年度についてはゼロとして計算する。）の3割を基準とする特例規定を設けておりましたが、最近の上場会社の状況などを踏まえ、より適切な開示を実現する観点から、これを見直し、適時開示等規則第2条等の「その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」に該当するものとして、次のとおり利益が少額の場合の新たな取扱いを設

けることといたします（従来の特例規定は廃止されます。）。

通常の 開示基準	経常利益又は当期純利益に係る影響の見込額等が 直前事業年度の利益の額の30%の額以上の場合	
	新・特例	旧・特例
経常利益 に係る 開示基準 の特例	（特例の適用条件） 直前事業年度の経常利益の額が <u>直前事業年度の売上高の2%の額に</u> <u>満たない場合</u> （特例の内容） 「直近5年間の経常利益の額の平均 （赤字の年度についてはゼロとして 計算する。）」の30%の額 又は <u>「直前事業年度の売上高の</u> <u>2%の額」の30%の額</u> のいずれか大きい額を基準額とする。	（特例の適用条件） 直前事業年度の経常利益の額が <u>10億円未満の場合</u> （特例の内容） 「直近5年間の経常利益の額の平均 （赤字の年度についてはゼロとして 計算する。）」の30%の額 を基準額とする。
当期純利 益に係る 開示基準 の特例	（特例の適用条件） 直前事業年度の当期純利益の額が <u>直前事業年度の売上高の1%に</u> <u>満たない場合</u> （特例の内容） 「直近5年間の当期純利益の額の平均 （赤字の年度についてはゼロとして 計算する。）」の30%の額 又は <u>「直前事業年度の売上高の</u> <u>1%の額」の30%の額</u> のいずれか大きい額を基準額とする。	（特例の適用条件） 直前事業年度の当期純利益の額が <u>10億円未満の場合</u> （特例の内容） 直近5年間の当期純利益の額の平均 （赤字の年度についてはゼロとして計 算する。）の30%の額 を基準額とする。

【適時開示等規則の取扱い1、同4関係】

子会社の決定事実・発生事実に関する開示基準については、上記財務指標を連結ベースに読み替えてください。

【適時開示等規則の取扱い2関係】

〔利益が少額の場合の開示要件の特例〕

○ 利益額に係る開示基準

名証では、利益に係る開示基準を設けています。利益に係る影響の見込額等が直前事業年度の経常利益又は当期純利益の3割に相当する額以上の場合、開示することが必要となります。

ただし、利益が少額の場合の特例として、経常利益基準については、直前事業年度の経常利益の額が直前事業年度の売上高の2%に満たない場合は、「直近5年間の経常利益の額の平均(赤字の年度についてはゼロとして計算する。)」の30%の額又は「直前事業年度の売上高の2%の額」の30%の額のいずれか大きい額を基準額として、利益に係る影響の見込額等が当該基準額以上の場合に開示を要することとしています。

当期純利益基準については、直前事業年度の当期純利益の額が直前事業年度の売上高の1%に満たない場合は、「直近5年間の当期純利益の額の平均(赤字の年度についてはゼロとして計算する。)」の30%の額又は「直前事業年度の売上高の1%の額」の30%の額のいずれか大きい額を基準額として、利益に係る影響の見込額等が当該基準額以上の場合に開示を要することとしています。

(具体的な計算例)

イ. 通常の場合

〇〇〇株式会社	売上高	1,000億円
	経常利益	50億円
	当期純利益	30億円

開示基準 (利益に係る影響の見 込額が利益の額の 3割)	経常利益	50億円 × 30% = <u>15億円</u>
	当期純利益	30億円 × 30% = <u>9億円</u>

ロ. 利益の額が一定の水準未満の場合(利益の額が少額の場合の特例)

□□□株式会社	売上高	1,000億円	
	経常利益	▲20億円	(5年平均は、40億円)
	当期純利益	▲25億円	(5年平均は、6億円)

開示基準の特例	経常利益	・1,000億円 × 2% × 30% = 6億円 ・5年平均の3割 = <u>12億円</u> (いずれか大きい額)
	当期純利益	・1,000億円 × 1% × 30% = <u>3億円</u> ・5年平均の3割 = 1.8億円 (いずれか大きい額)

３．各種開示基準の見直しについて

（１）「子会社の商号又は名称の変更」に係る開示要件の見直しについて

子会社の決定事実である「子会社の商号又は名称の変更」に係る開示基準については、従前、子会社等に係る直前事業年度の末日における純資産額又は債務超過額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額以上であることとしていましたが、今般の規則改正により、次のとおり「子会社の解散」と同様の開示基準に改正することといたしました。

新・開示基準	旧・開示基準
以下のいずれかに該当する場合	以下に該当する場合
・子会社等の直前事業年度の末日の総資産額が直前連結会計年度の末日の連結純資産額の30%以上 ・子会社等の直前事業年度の売上高が直前連結会計年度の連結売上高の10%以上 ・子会社等の直前事業年度の経常利益が直前連結会計年度の連結経常利益の30%以上 ・子会社等の直前事業年度の当期純利益が直前連結会計年度の連結当期純利益の30%以上	・子会社等の直前事業年度の末日の純資産額又は債務超過額が直前連結会計年度の末日の連結純資産額の3%以上

【適時開示等規則の取扱い2(1)n】

（２）「孫会社の異動」に係る開示基準の見直しについて

子会社の決定事実である「子会社における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」に係る開示基準のうち、孫会社への売上高・孫会社からの仕入高・孫会社の資本金に係る開示要件について、臨時報告書提出要件を踏まえ、今般の規則改正により、次のとおり基準額の比較の対象を上場会社の連結ベースから単体ベースへと改正することといたしました。

新・開示基準	旧・開示基準
以下のいずれかに該当する場合	以下のいずれかに該当する場合
・連結純資産基準（略） ・連結売上高基準（略）	・連結純資産基準（略） ・連結売上高基準（略）

・連結経常利益基準（略） ・連結当期純利益基準（略） ・上場会社の直前事業年度において孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高又は当該孫会社に対する売上高（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における仕入高又は売上高の見込額）が、 <u>上場会社の仕入高の総額又は上場会社の売上高の総額の10%以上</u> ・孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が <u>上場会社の資本金の10%以上</u>	・連結経常利益基準（略） ・連結当期純利益基準（略） ・連結会社の直前連結会計年度において孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高又は当該孫会社に対する売上高（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における仕入高又は売上高の見込額）が、 <u>連結会社の仕入高の総額又は連結会社の売上高の総額の10%以上</u> ・孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が <u>連結会社の資本金の10%以上</u>
---	---

【適時開示等規則の取扱い2(1)i】

（3）合併、会社分割の算定書の提出基準の変更について

会社分割や合併にあたっては、一定の場合において、算定機関が作成する当該組織再編の内容に関する見解を記載した書面を作成後直ちに提出することが義務づけられていますが、今般の規則改正により、次のとおり、完全子会社と合併する場合（吸収合併の場合、新設合併の場合のいずれも）及び完全子会社と会社分割を行う場合（吸収分割の場合、共同新設分割の場合のいずれも）の算定書の提出が不要であることを明示することとしました。

【合併の場合】

新・開示基準	旧・開示基準
・他の会社と合併する場合（ ） （ ）上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は<u>完全子会社と合併する場合を除く。</u>	・他の会社と合併する場合（ ） （ ）上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。

【適時開示等規則の取扱い11(1)h(e)】

【会社分割の場合】

新・開示基準	旧・開示基準
・他の上場会社と吸収分割を行う場合 ・他の上場会社と共同新設分割を行う場合 ・非上場会社と吸収分割を行う場合（ ） ・非上場会社と共同新設分割を行う場合（ ）	・他の上場会社と吸収分割を行う場合 ・他の上場会社と共同新設分割を行う場合 ・非上場会社と吸収分割を行う場合（ ） ・非上場会社と共同新設分割を行う場合（ ）

() 上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。	() 上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合を除く。
---	--

【適時開示等規則の取扱い11(1)i(f)】

4. 各種適時開示実務上の取扱いの見直しについて

(1) 「投資単位の引下げに関する開示」の取扱いについて

適時開示等規則上、上場内国株券の発行者は、上場内国株券の最近の投資単位(1単位当たりの価格をいう。以下同じ。)として適時開示等規則の取扱いで定める価格が50万円以上である場合は、事業年度経過後3か月以内に、適時開示等規則第42条に規定する水準(50万円以上50万円未満)へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示することが義務づけられています。

【適時開示等規則第9条関係】

今後、当該開示を行う日までの間に、上場会社が、「株式の分割」や「単元株式数の変更」等の投資単位の引下げを目的とする施策を行うことを具体的に決定している場合には、当該開示を要しないものとして取り扱うことといたしますので、ご注意ください。

(2) 「子会社等の異動」「孫会社の異動」の開示対象範囲の見直しについて

「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」及び「子会社における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」については、規定上、「子会社の解散」、「子会社の合併(子会社が消滅会社の場合)」なども含まれるものとして解釈されることがありましたが、今般、以下のとおり取扱いを見直すことといたしました。

〔上場会社の決定事実〕 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項	「子会社・孫会社の解散(子会社・孫会社の合併による解散を含む。)」による異動を除く。
〔子会社の決定事実〕 子会社における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項	子会社・孫会社の解散(子会社・孫会社の合併による解散を含む。)については、子会社・孫会社の解散に係る開示基準のみに基づき開示の要否を判断してください。

(3) 有価証券報告書等の提出期限延長承認時の開示義務の新設等について

有価証券報告書又は四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限延長に係る財務局長等の承認を受けた場合には、これまでもその内容を直ちに開示するよう要請していましたが、今般の規則改正により、開示が義務づけられることとなります。

有価証券報告書又は四半期報告書について提出期限延長に係る財務局長等の承認を受けた場合の開示資料には、以下の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。

- a . 対象となる有価証券報告書・四半期報告書
- b . 延長前の法定提出期限
- c . 提出期限延長に係る承認を受けた旨
- d . 提出期限延長に係る承認を受けた期間
- e . 提出期限延長に係る承認を必要とした理由
- f . 提出時期の見込みなど今後の見通し
- g . その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

今般の規則改正において、提出期限の延長に係る財務局長等の承認通知書の写しを名証に提出することも義務づけられます。

【適時開示等規則第2条第2号u、同取扱い11(3)d関係】

以 上